

なら四季彩の庭づくり実践活動等促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県植栽計画に定めるなら四季彩の庭づくりの理念を県全体の共通理念として普及・啓発し、植栽等を通じて美しい景観や魅力ある地域づくりを推進するため、なら四季彩の庭づくりの理念に基づき、植栽等による景観美化に関する実践活動に取り組む団体又は企業に対し、予算の範囲内で花苗等を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象団体等)

第2条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する団体又は企業（以下「対象団体等」という。）とする。

- (1) 県となら四季彩の庭づくりの推進等に係る連携と協力に関する協定を締結した団体又は企業及びその構成員
- (2) 県と包括連携協定を締結し、かつその連携事項になら四季彩の庭づくりの推進又は知事がなら四季彩の庭づくりの推進に関連すると認める項目が含まれている団体又は企業
- (3) その他知事がなら四季彩の庭づくりの推進に積極的に取り組んでいると認める団体又は企業

第3条 花苗等の支給対象となる実践活動の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象団体等が、一般の交通の用に供される道路に面する等、原則として公の眺望を形成できる場所に花苗又は花種を植栽するものであること。
- (2) 対象団体等が、花苗又は花種の適切な育成・管理、及び本要綱に基づき支給する物品等の適切な管理を行うとともに、花が枯れた場合は、補植等、原状を回復するよう努めるものであること。
- (3) 対象団体等が、自身が所有し、若しくは管理する敷地以外の場所に花苗又は花種を植栽し、又はプランター等を設置する場合は、必ず管理者及び所有者の了解を得るとともに、交通の支障とならないよう設置するものであること。
- (4) 本要綱に基づき支給された花苗又は花種を植栽する際は、「なら四季彩の庭」のシンボルマークの入ったステッカー、又はフラワーラベルを必ず近くに掲出するものであること。

(支給内容)

第4条 県は、対象団体等からの申請に応じ、予算の範囲内で次に掲げるものを支給する。

- (1) 花苗、花種
- (2) 「なら四季彩の庭」のシンボルマークの入ったステッカー、フラワーラベル
- (3) その他花苗の育成・管理に必要と認められるもの

(支給の申請)

第5条 花苗等の支給を希望する対象団体等は、県が別途指定する花苗等支給申請書又は花種等支給申請書に必要な書類を添えて、県に申請するものとする。ただし、花苗等支給申請及び花種等支給申請は、それぞれ1対象団体等につき、同一年度内に1回とする。

(支給の決定)

第6条 県は、前条に規定する申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、花苗等の支給に関して、花苗等支給物品の種類、数量、支給方法等を決定し、当該対象団体等に対し、通知するものとする。

(活動報告)

第7条 前条の規定による花苗の支給決定を受けた対象団体等は、花苗の植栽後すみやかに、県が別途指定する実践活動報告書(花苗)に、支給された花苗の植栽前と植栽後の状況が分かる写真を添えて、県に報告しなければならない。

2 前条の規定による花種の支給決定を受けた対象団体等(以下「花種支給団体等」という。)は、花種の受領後、活動を開始した時点ですみやかに、県が別途指定する実践活動報告書(花種)に必要な書類を添えて、県に報告しなければならない。また花種の生育状況等についても、花種支給団体等もしくはその参加者は、県が別途指定する方法により、県に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

(附則)

この要綱は令和3年7月19日から施行する。

(附則)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。